

2024/4/19

件名： 西山家佛壇の移設について

宛先：辻恭子代理人弁護士 谷 直樹 様

写し：弁護士 岩永 隆之 様

写し：辻竜也 様、西山 円

2024/4/17 辻恭子代理人弁護士 谷 直樹 発返信メール：

西山紀男様

お世話になっております。

下記の件に関し辻恭子氏の回答をお伝えいたします。

すでにお伝えしております通り、仏壇に関しましては恭子氏が故・キミ卫氏より生前にこれを託されております。

法的には留太郎氏の逝去後、仏壇の所有権はキミ卫氏に承継され、キミ卫氏は生前にそれを恭子氏に譲渡したか、または民法 897 条 1 項但し書きに基づいて承継者を恭子氏と指定したものであるというのが当方らの認識です。

したがいまして仏壇の所有権を有することを理由とする紀男様の下記ご要望に応じることはできません。

なお、恭子氏としては自らの死去後は仏壇を紀男様（またはその指定する方）に引き渡されることについては特に異論はありません。

ただ恭子氏の存命中は故・キミ卫氏の遺志に沿って仏壇を手元に置きたいというのがその考えです。

何卒ご賢察のほどよろしくお願いいたします。

弁護士 谷 直樹

辻恭子の主張を要約しますと、

1. 仏壇は恭子がキミ卫氏より生前に託されていた。
2. 法的には留太郎の逝去後、佛壇の所有権はキミ卫氏に継承された。
3. または、民法 897-1 に基づいて承継者を恭子と指定したものである。
4. 所有権を有することを理由とする紀男様の要望に応じることはできない。
5. 恭子としては自らの死後は佛壇を紀男様に引き渡されることに異論はない。ただ、恭子氏の存命中は故 キミ卫の遺志に沿って佛壇を手元に置きたい。

となります。

さて、1965年父留太郎は居所を長崎市泉に移した後、新築した家屋の設計を私に「紀男は退職後に帰って来る。この家は、頭を屈めなくても部屋の出入りが出来るように敢えて鴨居を高くした。」と誇らしげに説明しました。

それから数年後、諫早の金谷町にある西山家の墓に並んでいた12~3基の墓碑を1基に纏めました。

その年のお盆に、私夫婦と母が新装された墓にお参りに行ったその場で、留太郎から次の説明がありました。「この墓は紀男が継ぐ。しかし、辻恭子たちは墓がない。」、それから墓地内の北側に私夫婦とキミ卫を案内して、「恭子たちが将来、墓を作るときのために標識を埋めた。覚えていて欲しい。」と、そこには畳1畳ほどの区画の四隅に石の標識を確認しました。

その後まもない1979年3月、父 留太郎は死亡しました。

以下に、紀男の祭祀継承者としての実績を記述します。

詳しくは、2021年06月16日付のメール「母 西山キミ卫の急変」を参照ください。

1979年、父 留太郎の逝去後、紀男は祭祀継承者として葬儀の喪主、四十九日法要、三回忌法要の祭主を務める。

2014年、諫早市金谷町の墓を横浜市緑区 長延寺の境内に改装した。

原因は、祖父 庄三の兄（山口傳一氏）の孫 山口節夫氏からキミ卫宛に届けられた手紙です。諫早市金谷町にある西山家の墓は、曾祖父 利三が売買により傳一氏に譲渡した地所に利三が建立した、と判明したからです（諫早市の登記書類謄写より）。

節夫氏がキミ卫に立ち退きを告げてから30年余りも放置していた。

その時、母 キミ卫は、「かいごの花みずき」に入居しており、長男の紀男を認識できなかった。

祭祀承継者である紀男が、西山家の墓地の改装を決意した。

恭子は節夫氏からの手紙を私宛に転送したのみならず、改装の費用をキミ卫の資産から支出することに反対している。

2015年、長延寺にて父 留太郎の33回忌および祖父 庄三の55回忌法要を施行した。

2019年、弟 紘二の葬儀、納骨、三回忌法要を施行しました。

2020年、紘二の一周忌法要を長延寺で施行しました。

2023年、母 キミ卫の葬儀の喪主、四十九日法要、納骨を施行しました。

2024年7月にキミ卫の一周忌法要を予定します。

横浜市緑区の長延寺には、先祖の月命日、春秋の彼岸、お盆の墓参りおよびお寺とのお付き合いは、私の次男 円家族が継承しています。

以上のように紀男は、留太郎の死後、西山家の祭祀継承者として勤めています。
母 キミ卫は、西山家の葬祭は紀男がやるのが当然、と安心して見守っていました。

上記の経緯より、

紀男は、1979年、父 留太郎の逝去により、祭祀継承者として祭祀財産を相続しました。

母 キミ卫は祭祀継承者ではありません。

民法によると、祭祀財産には、系図、祭具、墳墓があり、これらは一体的に取り扱われています。

墳墓は西山が所有し守っているで、仏具も西山が所有します。

恭子のように佛壇だけ切り離して欲しい、との主張は受け入れられません。

辻恭子主張項目 1. は、母 キミ卫は祭祀継承者ではなく、所有権のない母 キミ卫から恭子への又貸し、に該当します。これは、民法の禁止事項に該当します。

辻恭子主張項目 2. は、以上の経緯で判明しているとおおり、辻恭子の物欲と私利私欲に基づく虚偽の主張です。

辻恭子主張項目 3. もまた、所有権のないキミ卫から恭子への又貸し、となります。

辻恭子主張項目 4. は、根拠のない主張であって、相続代表者としての紀男を無視し、西山家に対する反逆、また内政干渉である。

キミ卫には先祖の供養に関心がなかった、と言えます。

留太郎は、庄三の妻の法事の折、長年続いた菩提寺「正源寺」との縁を切ってしまいました。

それ以来、菩提寺は無く、お寺との付き合いも途絶えていました。

このことは、弟 紘二の死去の際、恭子に「お付き合いしているお寺はあるか？」と尋ねたところ、「付き合いしているお寺はない。」との返事が返ってきてびっくりしました。

紘二の長延寺に法名を付けてもらっても、長崎にお付き合いのお寺様が無いのでは、法名の転送が叶わず、俗名で挙行する他ありませんでした。

山口節夫氏からの改装要求を容れ、墓地用地を節夫氏に返還するため、

2014年、諫早市金谷町の墓を横浜市緑区 長延寺の境内への改装を決めました。

諫早市金谷町にある西山家のお墓の閉眼供養をするため、紀男は、諫早市にある元西山家の菩提寺「正源寺」に足を運び、現職の和尚に大金のお布施を包んで復縁をお願いしました。

(西山家は長年、正源寺を菩提寺としており、祖父 庄三は寺総代を務め、諫早水害からの早期復興に大きく貢献しました。)

この事業と同時に長崎市泉の母 キミ卫の居所に置いていた佛壇を横浜へ移設することを辻恭子に告げたところ、「キミ卫が死ぬまで置いておきたい。」との意向を容れてそれまでは泉町に置いておく」旨 約束しました。

(経緯は、2022年07月08日付、書簡「西山家佛壇引き取りの件」を参照ください。)

宛先：辻恭子代理人弁護士 谷 直樹 様、

写し：弁護士 岩永 隆之 様、

写し：西山 円

また、位牌（西山家先祖累代の霊）および祖父 庄三の位牌（瑞雲院釈和悦居士）は、横浜の西山円の所へ移しました。

辻恭子主張項目 5. は、的外れも甚だしい。

この願望は私利私欲と物欲から発する虚言の類である。

経緯から分かるとおり、父 留太郎が西山家の菩提寺「正源寺」の和尚と喧嘩別れした時以降、母 キミ卫は、長崎市内のお寺とのお付き合いもない状況で、長年暮していました。先祖の供養は紀男が「継承する」、と安心しきっていたのでしょう。

母 キミ卫は、西山家の祭祀をする意思はなかった。

1999年、松山に10日ほど一人で遊びに来た。

その時に西山のことも色々話してくれた。

祭祀法要や佛壇などを辻恭子に託する、と言う話は無かった。

この時点では、認知症はあまり進んでなかった、と思う。

この後、後見人事務報告書（2019/06/28付）に添付の「かいこの花みずき」介護日誌を読んで、認知症が相当に進んでいたことが分った。

キミ卫母から託された、とのことだが、母が託したのは、日常やっていた「毎朝お茶を供える、お花を供える、線香をあげる、勤行をする」、等のことです。

辻が西山家の先祖を祀ることは正当ではない。

辻は、辻の佛壇を買って、辻家の先祖を祀るのが筋である。

何故、西山の佛壇に執着するのか？ 本心を聞かせて欲しい。

また、辻恭子は、「西山家累代の霊」と刻んだ位牌も祖父「瑞雲院釈和悦居士」の位牌もない状態で、佛壇だけを置いて何をしようと思っているのか？

「喪主をする」と言って騒ぎ立てたのに、母 キミ卫の四十九日法要にも来なかった。

2019年、絃二死去の時、「喪主をする」と言って葬儀会場で騒ぎたてた。

平安社の筑紫氏に迷惑をかけた。

絃二の四十九日法要、3回忌法要を案内したが、返事も来なかった。

存命中について、何故なのか解せない。

恭子が 100 歳まで生きると、後 20 年。その時、紀男は生存していない。
20 年後の日本がどう変わっているか、想像もできないくらい変化している。
註：日経 1 面、「物流クライシス」 4/17、4/18、4/19 での連載をお読み
ください。インターネットで読めます。
現在も運送業界は、人手不足の危機に陥っている。
仏師の技術者も細る過程にある。

恭子は、西山の仏事に関しては祭祀継承者ではない。
紀男が出来るうちに早急に佛壇の修理をする。

2019 年紘二死去以来、後見人、弁護士 3 人とのメールや文書のやりとりを既に 5 年間
続けている。未だ遺産分割協議も出来ていない状況です。
膝の人工関節置換術をやり、心臓にペースメーカーも植込み、障害者 1 級となりました。
今や 84 歳です。西山の相続は肉体的、精神的に負担になっています。
以上、
道後湯之町 西山 紀男